

※赤字が見直し箇所になります

令和3年4月28日

学生・保護者の皆さんへ

鶴岡工業高等専門学校長

森 政 之

新型コロナウィルス感染症への対応について

本校は4月20日（火）から授業を開始しておりますが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大リスクを最小限に抑えるため、以下ように感染症対策を実施致します。教職員一同、学生の安全に配慮しながら教育活動の維持に努めて参りますので、ご理解の程よろしくお願ひ致します。

なお、本校の対応方針は、文部科学省の「学校における新型コロナウィルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)^{※1}」に基づいています。

※1 https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

【I 健康管理等について】

1 基本的な感染症対策の実施

① 健康観察

毎日、朝・夕に必ず検温と体調チェックを行い、体調管理フォームに入力する

② 発熱（体温37.5度以上）、体調不良で欠席の場合

担任教員あるいは学生課教務係 0235-25-9247まで連絡する。寮生の場合は、必ず寮監室 0235-25-9032にも連絡する。

登校可否の基準

体温・体調	登校可否
37.5度未満、かつ、ウイルス感染症疑いの症状※無し	可
37.5度以上	不可
ウイルス感染症疑いの症状※あり	不可

* 咳、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、嗅覚障害、頭痛、寒気、体熱感、

関節痛、味覚障害、下痢、腹痛、吐き気、倦怠感、息苦しさ

登校再開については、別紙「新型コロナウィルス対応 登校禁止早見表」をご覧下さい

③ 基本的な感染防止対策に取り組む

- ・マスクの正しい着用：口と鼻を確実に覆う（熱中症には注意する）
- ・こまめな手洗い・消毒：特に帰宅時&食事前
- ・適切な換気：基本は常時換気
- ・身体的距離の確保：人との間隔ができるだけ2m（最低1m）空ける

④ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がける

2 以下の場を避けて下さい

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

例えば、カラオケボックス、ライブハウス、ゲームセンター、プリクラなどが該当します

3 以下に該当する人は、受診相談センターに相談してください

- ① 風邪症状・発熱が続いている
- ② 強いだるさ・息苦しさがある
- ③ 発症者と濃厚接触した疑いがある
- ④ 海外から帰国した直後である

山形県の「受診相談センター（コールセンター）※2」

コールセンター	電話【毎日 24 時間対応・土日祝含む】（県内統一番号）
受診相談センター	0120-880006（フリーダイヤル）

※2 山形県ホームページ 新型コロナウイルス感染症に関連するポータルサイト

<https://www.pref.yamagata.jp/ou/bosai/020072/kochibou/coronavirus/coronavirus.html>

【II 学校生活・授業等について】

1 生活環境の整備

- ① リフレッシュルームについて手洗いと飲料水の購入以外は使用禁止
- ② トイレのハンドドライヤー使用禁止（ハンカチ持参）
- ③ 冷水機の水は清潔なボトルに汲んで飲用する
- ④ 教室ドアノブの定期的な消毒：日直等が休憩時間毎にアルコール消毒
- ⑤ 授業・課外活動終了後は速やかに下校すること

2 授業中における留意点

- ① 学生・教職員共にマスクを必ず着用する（マスクは、各自で用意すること）
- ② 学生・教職員は教室入室時、手指を必ずアルコール消毒する
- ③ 座席間全方向に極力距離をとるため、教室の机配置、座り方を適宜変更する
- ④ 授業中は常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合は30分に1回の換気を行う
- ⑤ グループワーク、実験・実習等は学生間の距離を保つ状態で行う
- ⑥ 体調不良者が申告された場合：
保健室への移動が一人で困難な場合は、申告を受けた教職員が接触を極力避けながら保健室まで付き添う

3 授業時間以外での学校生活

- ① 昼食は換気を行いながら各自の机で食べ、友達同士で向き合ったりせず、会話を控える
- ② 休憩時間においても友達との懇談等で密集状態をつくることなく、なるべく1メートル以上の距離を保つ
- ③ 休日の教室開放について、当面の間は認めない

4 研究室における留意点

- ① 常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合は30分に1回の換気を行う
- ② なるべく1メートルの距離を保ち、会話は必要最低限とする
- ③ 所属研究室以外の研究室への出入りを禁止する
(研究の遂行上、必要な場合は指導教員に申し出て許可を得ること)
- ④ 各研究室の装置類で、手の触れる部分（取手やスイッチ、ボタンなど）は使用後に必ず消毒する

5 その他

- ① 女子更衣室は必要最低限の使用とし、長時間の滞在はしないようにする
- ② アルバイトは感染拡大防止を徹底し、専攻科生も含め許可制とする
ただし、緊急事態宣言発出都道府県もしくは対象市区町村においては、可能な限り自粛する
- ③ 学生会控室は【III 課外活動等について】に従い、必要最低限の使用とする
- ④ 学校食堂の入室の際は、消毒液で手指の消毒を徹底する
- ⑤ 休み時間および放課後の体育館使用については、当面の間、禁止し、体育科管理の用具貸出も行わないこととする
ただし、クラブ活動はこれには該当しない
- ⑥ トレーニングルームは顧問教員立ち合いのもと、割り当てられたクラブの活動のみでの使用とし、学生個人あるいは学生だけで使用することは禁止とする
- ⑦ 放課後、課外活動に参加しない学生は速やかに自宅あるいは寮に戻り、外出の際は感染拡大防止に留意した行動をとる
- ⑧ 海外及び日本国内における旅行・観光等の制限については表1、2のように制限を設ける

【海 外】

外務省_海外安全ホームページ「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」を基準とする
 (参照：外務省_海外安全ホームページ > 新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各
 国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置)

表 1

移動先地域	私的用務・旅行・観光等	自宅待機
日本からの渡航者や日本人に対して入国制限措置をとっている国・地域	原則禁止	学校長より命じます (2週間を目安)
日本からの渡航者や日本人に対して入国に際して条件や行動制限措置を課している国・地域	自粛を求める	

【国 内】

緊急事態宣言発出自治体（都道府県全体もしくは対象市区町村）を基準とする

表 2

移動先地域	私的用務・旅行・観光等	自宅待機
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言もしくは都道府県知事からの非常事態宣言等の発出自治体	自粛を求める	用務先、期間等によつては、学校長より命ずる場合があります
対象外 自治体 (警戒宣言等発令中、陽性者多数)	自粛を求める	
対象外 自治体	規制なし	

陽性者多数の目安：直近1週間の人口10万人あたりの感染者数が25人以上

(参照：NHK > ニュース > 特設サイト 新型コロナウイルス > データで見る > 人口10万人あたりの感染者数)

【移動における留意事項】

- ◆ 事前に旅行届を学生係に提出してください(就職活動を除く)
- ◆ 就職活動については、【IV 就職活動について】に従い行動してください
- ◆ 不明な点や質問等がありましたら担任もしくは指導教員に事前に相談してください

【III 課外活動等について】

1 目的

心身の健康保持の観点から、当面の間※、下記の指針に沿って実施できるものとします。なお、本方針は、山形県の「新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた部活動のガイドライン」に基づいています。

※ 通常の授業時間（8時40分始業）に戻るまでの間を目安としています。ただし、感染状況等によっては通常時間中も適用されることがあります。

2 具体的な活動について

① 個人の対応について

- 1) 学校の方針に従った検温を実施し体調を把握する。発熱（37.5度以上）や体調が優れないなどの症状があるときは参加しない
- 2) 一人ひとりが咳エチケットや手洗い、目・鼻・口等を手で触れるのを避ける等の基本的な感染症予防対策を講じる
- 3) 熱中症にも十分留意し、熱中症の諸症状も含め活動中に体調に異変を感じたら直ぐに活動を中止し指導教員に伝える
- 4) 活動後であっても体調に異変を感じたら指導教員に伝える
- 5) 自宅から参加する学生は、登下校中は人混みを避けた行動をとる

② マスクの着用について

- 1) 運動を行う場合、十分な間隔をとったうえでマスクを外して活動してもよいこととする
ただし、十分な身体的距離が取れない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する
また、運動の前後、特に会話をしたり、話を聞いたりする場合には必ずマスクを着用する
- 2) フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する
マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドを活用する場合には身体的距離をとりながら活動する
- 3) 文化部の活動（合唱や演劇等も含む）の際は、原則としてマスクを着用する
- 4) 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、上記1)～2)によらず、十分な間隔をとったうえで、マスクを外して活動する

③ 活動内容について

- 1) 活動中の飲水は、個人で、タンブラー、ペットボトル飲料（水、お茶、スポーツドリンクに限る）を持参し、自己管理を徹底する（当然、口を直接つける、つけないに問わず回し飲みは厳禁）
活動途中に水がなくなってしまった場合は、手指消毒を行い冷水機からの汲み取りを可とする
- 2) 汗の管理等は、個人でフェイスタオルを持参し、活動中の汗の処理、手洗い後に使用して活動に留意する
- 3) 怪我等により製氷機の氷を使用したアイシング等が必要な場合は、手指消毒を行った上で、製氷機の氷を使用する
- 4) こまめな手洗いをする
- 5) その他、運動部と文化部それぞれの留意点については、顧問教員の指示に従うこと

④ 活動場所について

- 1) 屋内での活動については、使用時間及び場所の割り当てを工夫し、できるだけ多くの学生が集まらないようにする
- 2) 換気については、特に注意して行い、活動や周囲への支障に配慮しつつ、常にドアを広く開けておく、窓を多少開けておく等、密閉した空間を作らないようにする
- 3) 常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上、少なくとも休み時間ごと）数分間程度、窓を全開にして換気する
- 4) 複数の人が手を触れる箇所（ドアノブ等）の消毒等定期的（1日1回以上）に担当者を決めて実施する
- 5) 学内廊下での活動は、体幹トレーニング、サーキットトレーニングや簡単な基礎スキル練習等、スペースを取らず、かつ、身体的距離を確保できる内容に限り、許可する
ただし、学生昇降口前スペースでの活動、校内でのランニングならびに階段を使ったトレーニングは認めない
- 6) トレーニングルームおよびビニールハウス（野球部）の使用についても、指導教員立会いを原則として許可する
なお、使用後は教室使用後と同様に使用箇所の消毒をすること

⑤ 活動時間について

- 1) 平常授業日は準備と片付けを含め2時間以内とし、終了は17時とする
活動の開始時間を早める場合は、授業や学内イベント等に支障がないように十分に配慮すること
- 2) 祝休日および長期休業中は、準備と片付けを含め午前もしくは午後の3時間以内とする
- 3) 休養日は休日を含む週2日以上を確保する
- 4) 開寮中は学寮の夕食に間に合うように、17時には確実に終了解散する
なお、学外での活動の場合は、夕食に間に合うように終了解散時間を調整する
- 5) 7・8校時（16時50分終了）の授業がある学生は、その日の活動には参加しない
- 6) 当面の間、大会2週間前の活動延長は認めない
- 7) 終了解散後は速やかに帰宅または帰寮する

⑥ 大会参加、練習試合、その他活動の実施等について

- 1) 活動再開後の大会参加を認める
- 2) 感染が拡大している地域との交流（遠征する場合及び招く場合）については、できる限り控える
- 3) 会場への移動時や会食、宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、感染症予防に最大限努める
- 4) 怪我などがないように十分に配慮するとともに、感染症予防に最大限努める
- 5) 5月7日（金）まで公式の大会・コンテストを除いて、他校との交流は禁止する

⑦ その他

- 1) 活動に関することやその他不明な点については、顧問教員等に直接確認すること
- 2) 活動の紹介を希望する場合は、専用掲示板へのポスター掲示、紹介動画により対応する
例年実施している体育館での部活動紹介は実施しない

【IV 就職および進学活動について】

5年生および専攻科2年生においては、下記の活動方針に従い慎重に就職および進学活動をしてください。不明な点や不安な点がある場合は、指導教員に相談し指示を受けてください。

■ 就職活動

1 就職活動届の受付について

- ① 令和3年度就職斡旋方針に従い受け付ける
なお、始業日が1週間延長されたため、受付は「4月の始業日から」を「4月12日から」と読み替える
- ② 企業側の採用試験の応募締め切りが4月12日（月）の一週間後より前であるなど、特別な理由があるものに限っては4月12日より前に受け付ける
- ③ 長期休業中、遠方のため来校ができない場合は、電子媒体での提出とする

2 採用試験への参加について

- ① 採用試験は、企業側のスケジュールに合わせて動く
- ② Web面接に対する個人での対応が難しい場合は、場所とPC等を学生係で提供する
事前に指導教員に相談をして、指導教員経由で学生係に連絡をしてもらう

3 会社説明会、会社見学会等への参加について

- ① 採用選考を伴わない会社説明会、会社見学会等への参加を認める
ただし、緊急事態宣言発出都道府県もしくは対象市区町村を会場するものに関しては、可能な限りオンラインの参加とする
- ② 参加する場合は、就職活動届を「1 就職活動届の受付について」に沿って事前に指導教員に提出する

4 就職活動にあたっての共通事項について

- ① こまめな手洗い・消毒、マスク着用、周囲の人からなるべく離れるなど、感染予防に最大限努めること
- ② 体調不良で登校禁止（自宅待機）となった場合は直ちに指導教員に相談をすること
採用試験日等に影響がでるときは、指導教員が企業に連絡をするため、直接連絡をしないこと
- ③ 就職活動後の自宅待機については、行先や期間等によって求めることもある

■ 進学活動

進学活動においては、見学、申請、受験、などの扱いは概ね就職活動に準拠し、指導教員と連携し進めるものとする

【V 寮生活について】

既に郵送しております「鶴岡高専学寮における新型コロナウイルス感染症対策」（本校 HP にも掲載）を参照し、これに沿った寮生活を送ってください。

新型コロナウイルスへの対応方針

本対応方針のうち登校禁止の基準は、「県立学校における「新しい生活様式」を踏まえた学校運営方法について（令和2年12月23日）※¹」に基づいています。

また、登校可能の基準は、「学校保健安全基本法施行規則 出席停止の期間の基準※²」に準拠しています。

※1 <https://www.pref.yamagata.jp/documents/4929/gakkouneihouhou1223.pdf>

※2 <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002mcip-att/2r9852000002mdgz.pdf>

1 登校禁止及び登校可能の基準

ウイルス感染症予防対策のため、本校では以下に当てはまる学生は帰宅し（寮生は帰省し）自宅休養（自宅待機）しながら様子を観察することをお願いしています。

○始業日（寮生は入寮日）まで 1日2回朝夕の検温

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ① 体温37.5度未満、かつ、ウイルス感染症疑いの症状無し | → 登校可能 |
| ② 体温37.5度以上 | → 登校禁止 |
| ③ ウイルス感染症疑いの症状有り | → 登校禁止 |
- ★ ②または③の場合の登校の基準：回復後3日目から登校可能

○始業日（寮生は入寮日）以降 1日2回朝夕の検温

- ・寮生はweb入力による自己申告 →
→ 体温37.5度以上またはウイルス感染症疑いの症状が見られる場合 → 宿直教員に連絡
 - ・通学生はweb入力による自己申告 → 体温37.5度以上またはウイルス感染症疑いの症状が見られる場合 → 担任に連絡
- | | |
|-------------------------------|--------|
| ① 体温37.5度未満、かつ、ウイルス感染症疑いの症状無し | → 登校可能 |
| ② 体温37.5度以上 | → 登校禁止 |
| ③ ウイルス感染症疑いの症状有り | → 登校禁止 |
- ★ ②または③の場合の登校の基準：回復後3日目から登校可能

※ウイルス感染症疑いの症状：

- | | | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 咳 | <input type="checkbox"/> 鼻水 | <input type="checkbox"/> 鼻づまり | <input type="checkbox"/> のどの痛み | <input type="checkbox"/> 嗅覚障害 |
| <input type="checkbox"/> 頭痛 | <input type="checkbox"/> 寒気 | <input type="checkbox"/> 体熱感 | <input type="checkbox"/> 関節痛 | <input type="checkbox"/> 味覚障害 |
| <input type="checkbox"/> 下痢 | <input type="checkbox"/> 腹痛 | <input type="checkbox"/> 吐き気 | <input type="checkbox"/> 倦怠感 | <input type="checkbox"/> 息苦しさ |

※回復：

1日2回の検温で体温37.5度未満、かつ、ウイルス感染症疑いの症状の緩和

○登校再開の目安

●発熱あり（体温 37.5 度以上）の場合

- ・1日2回の検温（朝・夕）で平熱かつ症状の緩和が2日間継続
→ 医療機関受診の有無に関わらず、回復3日目より登校可能

●発熱がなく（体温 37.5 度未満）、症状のみの場合

- ・症状の緩和（医師から処方された薬を使用した場合を含む）
→ 【医療機関受診なし】回復後3日目より登校可能
- 【医療機関受診あり】医師が認めた場合は受診当日からでも登校可能
※受診時、医師に「感染性がなく登校可能か」を確認してください

【新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表】

状況	発症日	回復当日	回復後 1日目	回復後 2日目	回復後 3日目
発熱	発熱 (37.5 度以上)	解熱(平熱)	回復 (平熱)	回復 (平熱)	回復 (平熱)
発熱以外の症状	ウイルス感染症 疑いの症状	ウイルス感染症 疑いの症状の 緩和	ウイルス感染症 疑いの症状の 緩和	ウイルス感染症 疑いの症状の 緩和	ウイルス感染症 疑いの症状の 緩和
		※ただし医療機関を受診し、感染性が無く登校可能と診断されれば、 受診当日より登校可能			
登校	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校禁止	登校可能
帰寮	自宅待機	自宅待機	自宅待機	自宅待機	帰寮・登校可能
登校可能日 確認欄	/	/	/	/	/

※寮生の帰寮も登校可能日と同じく「回復後3日目」からとなります。

欠席する場合は、担任教員あるいは学生課教務係 0235-25-9247 までご連絡をお願いします。
寮生の場合は、必ず寮監室 0235-25-9032 にも連絡をしてください。

○登校開始時にやること

- 教室に行く前に保健センターで発熱の有無と症状の緩和のチェックを受ける
※「回復届／健康観察表」・「欠席届」を持参、もしくはその場で記入
- 医療機関を受診した場合は、「薬の証明書」又は「医療機関発行の書類」を持参
※ 有料の診断書は不要
- 出席停止（公欠）の手続きとして、「回復届／健康観察表」と「欠席届」を担任に提出

2 本校内で感染者が発生した場合の対応（感染拡大の可能性がある場合）

本校で感染者が確認された場合は、学年やコースを問わず感染が拡大する可能性があるため、休校等の措置が必要となる場合が考えられますが、その措置については、県内の衛生主管部局等と相談し判断します

3 学生あるいは身近な人が感染者・濃厚接触者となった場合等の対応

< (1) ~ (5) の共通事項 >

- ◆ 医師もしくは保健所等から、学生に対して正式な自宅待機の指示があった際はそれに従います。本校が指定する自宅待機期間より長い場合も同様です。
- ◆ 自宅待機期間が終了しても登校に不安がある場合には、「4 連絡先」に連絡して下さい。

(1) 学生が感染者・濃厚接触者となった場合

- ① 学生が感染者（PCR 検査等で「陽性」）となったとき

→PCR 検査での「陰性」反応、かつ、医師もしくは保健所等の許可が出るまでの間は自宅待機とする

- ② 学生が濃厚接触者となったとき

→医師もしくは保健所等の指示に従い、速やかに PCR 検査等を受け、「陰性」との検査結果が出された場合でも、感染が疑われる者との最終接触日の翌日から、14 日間の自宅待機とする

(2) 同居家族等に感染者・濃厚接触者が確認された場合

- ① 同居家族等に感染者が確認されたとき

→学生が PCR 検査等で「陰性」との検査結果が出された場合でも、感染した家族等との最終接触日の翌日から、14 日間の自宅待機とする

- ② 同居家族等に濃厚接触者が確認されたとき

→家族等の PCR 検査が行われるまでは自宅待機とし、かつ、家族等が PCR 検査で「陰性」とあると確認された場合でも、結果が確認された日の翌日から 3 日間は自宅待機とする

(3) その他、身近な人（アルバイト先を含む）や接触確認アプリ等で感染者・濃厚接触者との接触が疑われた場合

- ① 感染者との接触が疑われたとき

→医師もしくは保健所等の指示に従い、PCR 検査等を受ける必要があるとされた場合は、速やかに受診する

この場合、検査結果が「陰性」とあると確認された場合でも、感染者との最終接触日の翌日から、14 日間の自宅待機とする

- ② 濃厚接触者との接触が疑われたとき

→濃厚接触者の PCR 検査が行われるまでは自宅待機とし、かつ、濃厚接触者が PCR 検査で「陰性」とあると確認された場合でも、結果が確認された日の翌日から 3 日間は自宅待機とする

(4) その他、発熱・ウイルス感染症疑いの症状等により、医療機関等を受診した場合

- ① 学生に対して医師もしくは保健所等がPCR検査の必要がないと判断したとき
→ 2頁の「登校再開の目安」および「新型コロナウイルス対応 登校禁止早見表」に従う
- ② 学生が医師もしくは保健所等の判断でPCR検査を受けたとき
→ PCR検査で「陰性」であると確認され、かつ、医師もしくは保健所等がコロナ感染の可能性が低い、もしくは自宅待機等は不要と判断した場合は、症状が治った日の翌日から3日間の自宅待機とし、コロナ感染の可能性が高いと判断した場合は、「陰性」の結果が確認された日の翌日から14日間の自宅待機とする
- ③ 同居家族等が医師もしくは保健所等の判断でPCR検査を受けたとき
→ PCR検査で「陰性」であると確認された場合でも、結果が出た翌日から3日間の自宅待機とする
「陰性」の判定後に濃厚接触者となった場合も結果が出た翌日から3日間の自宅待機とする

(5) その他、無症状であるが、医師もしくは保健所等の指示がなくPCR検査を受けた場合

- ① 学生が受けた場合
→ 検査結果ができるまでは自宅待機とし、「陰性」であると確認された場合は、**当日**から登校できる
なお、本校や相手側（就職活動先企業、受験先の学校、大会主催者など）の事情で受検することになった場合は、自宅待機は不要とする
- ② 同居家族等が受けた場合
→ 学生本人に感染の不安などがなければ自宅待機は不要とする

4 連絡先（夜間休日に関わらず）

- ・ 同居家族等も含め、感染（陽性）が確認、もしくは濃厚接触者となった場合
- ・ 同居家族等も含め、新型コロナウイルス関連の検査を受ける、もしくは受けた場合

通学生： 学生主事緊急連絡電話（080-8205-5773）

寮 生： 寮務主事緊急連絡電話（080-8205-3546）

※ 電話が通じない時は、下記のいずれかの連絡電話にご連絡ください

教務主事緊急連絡電話（070-4123-4434）

総務課長緊急連絡電話（090-7060-5317）

担任

回復届

令和 年 月 日

年 組・コース

出席番号

氏名

保護者署名

令和 年 月 日より健康観察を行ってきましたが、回復しましたので報告します。

健 康 観 察 表

クラス(所属) :

氏名 :

鶴岡工業高等専門学校

	鶴岡工業高等専門学校													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
曜日	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
体温	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C	・ °C
1 熱っぽい	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
2 咳が出る	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
3 息苦しい	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
4 のどが痛い	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
5 鼻水が出る	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
6 耳づまり	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
7 体がだるい	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
8 頭が痛い	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
9 お腹が痛い	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
10 下痢	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
11 吐き気	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
12 寒気がする	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
13 味覚障害	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
14 嗅覚障害	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

○ ウイルス感染症の疑いで経過観察をする方は、毎日朝夕2回の検温と体調不良の有無を記録してください。

○ 登校再開の基準は、1日2度の検温で発熱(37.5度以上)無し、かつウイルス感染症疑いの症状が緩和した日の翌日から数えて3日目です。

○ 登校を再開する朝に必ず保健センターに提出してください。

○ 健康観察票は国立高等専門学校機構個人情報管理規則に基づき、適正かつ厳正に管理し、感染症予防の目的以外には利用しません。

(※別紙チャートを御参照)

※保健センター記入欄 欠席 () 愛診 () 登校 () ~)